## 必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

## 青森県特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

- 1 平成30年12月21日から金額等は次のとおりです。
- (1) 鉄鋼業 時間額 877円 (改定前 855円)
- (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 806円 (改定前 785円)

- (3) 各種商品小売業 時間額 798円 (改定前 777円)
- (4) 自動車小売業 時間額 838円 (改定前 817円)
- 2 青森県で働く全ての労働者に適用される「青森県最低賃金」は、平成30年 10月4日から、時間額762円に改定されています。
- 3 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からもご覧になれます。 (https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/)



※ お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室へ。(TEL 017-734-4114、FAX 017-734-5821)